

AWG-LCA 12および AWG-KP 14ハイライト

2010年10月5日火曜日

10月5日火曜日、AWG-LCAでは、適応、緩和、資金、技術、キャパシティビルディング等、様々な草案グループが開催された。また、AWG-KPでは、法的問題や附属書I国の排出削減のコンタクトグループの会合が行われ、LULUCFやその他の問題については非公式の折衝が行われた。

AWG-KP コンタクトグループ

法的問題: 午前、Daniel Ortega共同議長が法的問題 コンタクトグループを開いた。発効問題や京都議定書改正案を含むその他の問題や、他のコンタクトグループに付託された諸問題にも対応するため、グループ会合は6回開催されるとの説明があり、作業構成が議論された。

中国は、3.9条（附属書I国のさらなる約束）の改正問題を超えた議論は、AWG-KPのマンデートの枠を超えていると指摘した。また、サウジアラビア、ブラジル、インド、ボリビア、ガーナ（アフリカン・グループの立場）、エジプト、スーダンとともに、議長テキストに盛り込まれたその他の議定書改正案に関する実質的な議論は受け入れられないとし、限られた交渉時間を数値コンタクトグループでの議論に集中させるよう要請した。いくつかの締約国から、COP/MOP が改正案を議論する場にふさわしいという意見があがった。

オーストラリアは、議長テキストの中のその他改正案について議論する必要があると強調した。ツバルは、ミクロネシア（AOSISの立場）の支持を得て、附属書Bの改正によって生じる条約改正は京都議定書との法的整合性を担保しつつ 検討されなければならないと強調した。スイスは、AWG-KP マンデートの“厳格な解釈”は議論の前進に役立つものではないと述べた。

Ortega共同議長は、そうした意見はAWG-KP議長に上げると述べつつ、締約国のそのような懸念はプレナリーで提起されるべきだったと言い添えた。中国は、交渉は締約国主導のプロセスであると強調した。オーストラリアは、“実際に附属書Iの約束を担う”締約国として、こうした約束をする手助けとなりそうな議論がなぜ妨害されるのか“理解に苦しむ”とし、第2約束期間に関する進展をブロックしようとする締約国の動きに言及した。

Ortega共同議長は、今後の進め方については、議長がグループに対して報告を返すと述べた。

附属書I国のさらなる約束: Janine Coye Felson共同議長が午後からコンタクトグループを開催し、附属書 I 国の誓約をQELROsに転換するための方策と余剰AAUの繰越しという問題に集中して議論するよう締約国に要請した。事務局からは、誓約をQELROsに転換するための諸問題に関するテクニカルペーパー(FCCC/TP/2010/3)の紹介があった。

オーストラリアは、誓約をQELROsに変換する前に、まず法的オプションとルールを明確にすべきだと強調した。EUは、その出発点が環境十全性に影響を与えると強調した。ニュージーランドは、締約国の誓約は異なる仮説に基づくものだと指摘した。ブラジルは、出発点は“関係ない”とし、実際の問題は現在の誓約の水準だと述べた。

ミクロネシアは、AOSISの立場から、比較可能な数値が必要だと強調し、新しい科学に対応して2020年までの約束の数値を上げるプロセスが認められるような、5カ年の約束期間を支持し、第1約束期間で余剰分を固定すること、約束を達成しなかった締約国に報酬を与えるようなことを防止する必要があると強調した。

ロシアは、同国のコペンハーゲン合意への誓約は第2約束期間の誓約ではないと述べた。中国は、ボトムアップ・アプローチでは不十分だと強調し、2020年までに先進国は排出量を90年比で40%削減すべきだと主張した。ボリビアは、各国が最大の排出削減幅を出すような出発点を使用すべきだと提案し、懸案となっている誓約は現在の排出水準からわずか10%減に過ぎないと強調した。また、誓約をQELROsに転換する前にルールを明確化しても大気の状況を変化させることはないと言った。

余剰AAUsの繰越しについては、事務局が第2約束期間およびそれ以降の約束期間への繰越し問題に対処するためのオプション表を紹介し、締約国は自国の提案内容を明確にした。ロシアは、繰越しの除外または制限に関する提案はすべて、京都議定書と矛盾すると述べた。

AWG-KP 非公式グループ

LULUCF: 非公式協議では、サブミッションと森林管理参照レベルに関する情報の検討のためのガイドラインについて多くの締約国が寄せた提案内容が焦点となった。論点となったのは、比較可能性と整合性の問題ならびに提案されたレビュー手続きから生じる課題である。また、森林伐採製品(HWP)からの排出量、特に輸出された伐採木材の酸化の算定法が議論された。

AWG-LCA 草案グループ

資金、技術、キャパシティビルディング: 資金、技術、キャパシティビルディングに関する草案グループは午前と午後に行われた。午前の資金に関するグループでは、提案された監督機関について議論が行われた。Burhan Gafoor共同進行役は、提案されている業務を遂行するために、新機関を設立す

べきか、既存制度の強化をすべきかという考え方で意見の対立が存在することを再確認し、新組織の業務案として新たな気候基金を設置するためのプロセスも検討に入れられるか議論した。

また、カンクンで、新機関に関する決定書を出すか、あるいは新機関を予断しない決定書を出すべきかという問題を検討した。いくつかの締約国は、AWG-LCAのプロセスの今後の成果を予断するような決定をカンクンで下すことに警戒感を示した。

技術に関する午後の議論では、提案されている技術執行委員会(TEC)のマネート、構成および資金的アレンジとの関係が取り上げられた。マネートについては、決定書にTEC マネートを明記するかどうか、TECに独自の手続きを詰めるよう要請する決定書をつくるかという点が議論された。マネートとTECの手続きあるいは機能との間に違いがあるかという問題が提起され、この点について見解は分かれた。TECと提案されている気候技術センターネットワーク(CTCN)との関係についても、TECがCTCNに指針を与える案と、TECがCTCN委託条件をまとめるべきだという案をめぐって意見の相違が生じた。これに対して、両機関が同等の立場となるという代替案が出された。

構成については、規模、技術的な専門性とキャパシティ、業務条件について議論が行われた。また、政府の役人だけが私人の立場で委員になるべきか、他の個人も対象に含めるべきか; 先進国と途上国の公平なバランスの必要性; 技術移転に関する専門家グループをモデルとするかどうか、という点も議論となった。

技術と資金の関係については、TECの今後の役割や、幅広く政策的助言を提供すべきかという点、融資メカニズムと積極的にリンクすべきかどうかという点も議論された。Goot共同進行役は、今後の技術面の決定に関してはバイラテラル協議を行うことを提案し、TECのマネートと構成に関するスピンオフ・グループを設置した。

適応: 制度的アレンジについて午前、検討が続けられた。適応のために指定を受ける国家レベルの制度的アレンジの強化・構築において、先進国に途上国の締約国支援を要請するためのオプションの方が良いとの意見をいくつかの締約国が表明した。その他の国々は、すべての締約国に対して、国家レベルの制度的アレンジの強化・構築を勧めるような、より規定が緩やかなオプションの方が良いとの意見を表明した。

午後の議論では、適応枠組みの下で適応行動の強化および国家適応行動計画 (NAPAs)の策定・実施のためのLDCs向けのプロセス設置が検討され、締約国の全面的な支持を得た。

緩和 (BAPサブパラグラフ 1(b)(i)(先進国の 緩和): 決定書または決定書の一部という形でテキストを作成することを目指して議論を整理することに焦点があてられたが、AWG-LCA議長のスナリオ・ノートの中で議長が提案していた項目の他、遵守制度; 京都議定書の附属書 I 国以外を含めること; 成

果の法的性質；カンクンでの採択に向けて検討すべき決定書一式の性質と内容；京都議定書に対する意味合いとAWG-LCAの下での法的拘束力を有する成果の目標；附属書I国による緩和の約束のための枠組み等、議論すべき論点を特定した。今後も協議が続けられる。

緩和 (BAPサブパラグラフ 1(b) (ii))(途上国の緩和): Rosland共同進行役は、国ごとに適切な緩和行動(NAMAs)準備の支援、緩和登録簿、ICA、行動と支援のMRVに関する議論に専念することを提案した。締約国は、COP 16 決定書の一部となる要素および後の段階で検討しうる要素についての実質的議論の必要性について検討した。

また、カンクンの決定書パッケージに主要な発展途上国の誓約を把握して“つなぎ止めておく”要素を盛り込むかどうかという点について議論があった。登録簿の概念を明確にする中で、それは提案された活動と支援のマッチング作業を行うためのフォーラムであるべきだと一部の国々が強調した。附属文書の必要性や途上国における支援付きの緩和行動、支援なしの緩和行動の両方を組み合わせる“無条件の誓約”を反映するかどうかという問題が議論された。さらに、国別報告書が、あらゆるタイプの緩和活動の報告に適切なフォーラムを提供しているかどうかを検討された。

途上国における支援付きNAMAs と自主的なNAMAs の違いや、一部で支援を受けるものを含めた、すべての緩和行動がBAPサブパラグラフ 1(b)(ii) と関連しているのかという問題が議論された。協議が続けられる。

緩和 (BAPサブパラグラフ 1(b) (v)) (緩和行動の促進と費用対効果の改善のための各種アプローチ) : カンクンで決定書を採択できるようにするため、びっしりと括弧がついたテキストの整理が議論の中心となり、以下の作業が必要であると強調された。すなわち、決定書に含める内容の検討；法的拘束力を有する合意に向けて必要な作業に集中すること；市場アプローチと市場以外のアプローチのバランスの確保、である。市場以外のアプローチに限定した議論を行う方が良いという意見もあった。また、テキストの整理作業にあたって、テキストにある市場及び市場以外のアプローチの部分を抜粋して、小規模な草案グループかスピノフ・グループで議論するといった方法も検討された。

緩和 (BAPサブパラグラフ 1(b) (vi)) (対応措置の影響): 草案グループでの議論は、報告方法と対応措置の影響への対応が中心となった。論点としては、フォーラム設置の必要性；その場合の体制と機能のありかた；別のフォーラムを設置せずに既存のメカニズムを活用する可能性；途上国で発生した影響に限定して検討すべきかどうかという問題があった。また、カンクンに向けて、対応措置の影響に関する決定に関わる内容をどうするかという点も検討した。今後も協議を継続する。

廊下にて

天津・梅江コンファレンスセンターの沈滞ムードは、火曜日の会合終了時までには若干解消された。AWG-LCA緩和グループの一部で特に“率直で興味深い”議論が行われたと一部締約国から報告があった。 「まだ実質的な進展があるという訳ではないが、少なくとも今後の進め方について話し合っている状況」と一政府代表が指摘した。

しかし、多くの局面では盛り上がりには欠けている。すでにカンクンに寄せる期待は、コペンハーゲンに比べて格段に減退しているが、カンクンで何らかの合意に到達するための明確な道筋を一部の締約国は描けずにいるようだ。ベテラン交渉官は「カンクンで成果がなければ、結局はプロセス終焉に至る」と苦言を呈する。他方、「カンクン合意の有効打となるような、一連の決定書を取りまとめている」との政府代表の話もあった。しかし、カンクンに向けた決定書づくりのアプローチについては、「カンクンで妥結するために問題を選別するのは危険だ。後々に法的拘束力を有する合意をまとめるインセンティブを失いかねない」などと、懸念する声も多かった。

午前の AWG-KP 法的問題コンタクトグループでは、KP グループのマנדートをめぐって“火花が飛び交っていた”と多くの出席者がコメントしていた。 そんな中、「何も片付けていないのに“チャンネルはそのまま“という状態になっているのは困ったものだ」と達観した口ぶりの参加者もあった。

GISPRI 仮訳